

アメリカ本土への日本人移民

天理教のアメリカ本土における伝道活動は19世紀末に開始され、1920年代、1930年代に急速な伸展を見せている。布教の対象は主に当時アメリカ本土に渡り移民としての生活を送っていた日本人であった。そこでまず戦前のアメリカ伝道を考えるにあたり、日本人がいつ頃からどのくらいアメリカ本土に渡ったのか、またそのホスト国であるアメリカ社会の日本人移民への対応はどのようなものであったかを見ていくことにする。

岡部牧夫によると、戦前の日本人移民は4つの時期に分けられる。第1期：1884年まで「端緒的移民期」、第2期：1885～1904年「移民活動の成立期」、第3期：1905～1924年「移民活動の社会化の時期」、第4期：1925～1945年「移民活動の国策化と戦争化の時期」。日本国内では、政府による土地や税制の改革で、特に地方における貧困は激しさを増したため、多くの日本人、なかでも若い男性たちが職を求めて海外へ渡った。都道府県別の移民数は1899年～1937年の間で、主要な県名を挙げると、広島県96,181人、沖縄県67,650人、熊本県67,323人、福岡県50,752人、山口県45,050人、和歌山県30,365人となっている。

ハワイやアメリカへの本格的な移民活動は明治政府がハワイ王国政府との条約により1885年に移民を送り出した頃から始まったとされるが、それ以前にも海外への渡航の動きは見られている。ハワイへの集団移民は1868年が最初とされ、この日本人たちは「元年者」と呼ばれている。また翌年アメリカ本土においても会津から団体でカリフォルニア州に渡った人たちが、アメリカ最初の日本人植民地「若松コロニー」を建設している。

渡航者数を見てみると、1885年まではハワイへの日本人渡航者は2,000人に満たなかったが、1886年～1890年には14,296人へと急増し、1896年～1900年には52,853人となっている。アメリカ本土においては、1898年にハワイがアメリカに併合された後、1900年にアメリカの移民法が適用されたことを受け、日本人のアメリカ本土への渡航が増加する。また中国人への排斥運動の高まりにより1882年に中国人排斥法が可決され中国からの移民が禁止され、本土での労働力が不足していたことも日本人増加の要因となった。アメリカ本土への渡航者数は1886年～1890年は3,000人に満たなかったが、1896年～1900年には17,370人へと大きく増加している。アメリカ本土に在住する日本人の数は、1900年に24,326人、1910年に72,157人、そして1920年には111,010人と10万人を超えることになった。

こうした日本人たちは、夢や期待を抱いてアメリカに渡ったが、彼らを迎えたものは、孤独な独身者の生活と、過酷な労働条件だった。多くは雇われ労働者として、缶詰工場、材木製材所、鉄道建設、農場などの仕事に従事し、協力し合いながら勤勉に懸命に働いた。後には都市でホテル業、洗濯業を営む人たちも出てくるようになった。

排日運動、外国人土地法、移民法

しかし地元の労働組合や農場経営者たちは、自分たちの地位が脅かされ、奪われるのではないかと脅威を感じるようになり、日本人労働者たちに強い反感を徐々に抱くようになった。また

日清戦争、日露戦争での日本の勝利により、その軍事力がアメリカにとって脅威となることが明らかになってくると、日本人に対する警戒心が高まっていった。1906年にサンフランシスコで日本人子弟を公立学校から東洋人学校に隔離することが決議されるといふサンフランシスコ学童隔離事件が発生する。この結果として、1908年に日米紳士協定が締結され、新規の労働者移民は制限されることになった。しかし在米日本人の家族、再渡航者、結婚による渡航者などについては引き続き渡航が許可された。そこで単身で出稼ぎに来ていた男性たちは、日本に一時帰国して結婚し、花嫁を連れてアメリカに戻ったり、親族などの紹介により写真のみの見合いで結婚を決め、その女性を呼び寄せるものもいた。彼女たちは「写真花嫁」と呼ばれ、約7,000人の女性たちがアメリカに渡ったと言われている。しかしこの婚姻は個人の意思を尊重していないという批判、また家庭をもつことで出稼ぎ者から定住者となり日系移民社会の構造が大きく変化するきっかけとなったことなどから、新たな反日感情を生む結果となり、1920年に日本政府は写真花嫁に対するパスポート発行を中止することとなった。こうしてさらなる人口の増加による警戒心が反日感情を強め、アメリカ国内では排日的風潮が高まっていった。

また労働組合や農場経営者たちの強い働きかけにより、日本人を始めアジア人の土地所有や借用を制限する外国人土地法が制定されていった。1913年にカリフォルニア州において外国人土地法が可決され、市民権を持たない外国人の土地所有を禁止し、のちに借地禁止へと発展していった。アメリカ生まれの2世には生まれながらにしてアメリカの市民権が与えられたが、日本から移住した1世たちが市民権を取得するのは大変困難なことであり、当時の日本人たちにとって市民権の問題は極めて重要であった。外国人土地法制定後はアメリカ生まれの2世の名義で土地の借用や購入をして対処していたが、のちに未成年者の土地購入も禁止されることになった。そのような中、1922年に1世の小沢孝雄が帰化権を求めてアメリカの法廷に訴えたが、米国最高裁判所が日本人への市民権授与の禁止は合法とする判決を下し、その主張は却下されたのである。こうして1世たちは「帰化不能外国人」としてアメリカの市民権を取得することも許されず、選挙権もなく、政治的な力もない状況におかれることとなった。

そして1924年に東ヨーロッパ、南ヨーロッパ、アジアからの移民を厳しく制限する1924年移民法（ジョンソン＝リード法）が成立した。この移民法には日本人と明記されていたわけではなかったが、当時アジアからの移民の大半を占めていた日本人を排除するものであったため「排日移民法」と通称され、以後アメリカへの就労を目的とした新たな日本人移民は途絶えることになり、在住する日本人移民たちに多大な影響を及ぼすことになったのである。

[参考文献]

イチオカ・ユウジ著、富田虎男・糸井輝子・篠田左多江訳『一世：黎明期アメリカ移民の物語り』刀水書房、1992年。
岡部牧夫『海を渡った日本人』日本史リブレット56、山川出版社、2002年。
山倉明弘『市民的自由：アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』彩流社、2011年。